遺跡等の取扱いフローチャート（八王子市）

事業計画予定地が周知の埋蔵文化財包蔵地（以下「遺跡」といいます）かどうかの確認

※基本的に窓口でのみのご対応とさせていただきます。ご了承ください。

遺跡に該当している

遺跡に該当していない

届出を土木工事の開始 60 日前までに提出してください（文化財保護法第 93 条）

工事開始

現地確認及びご提出いただいた図面による調査

遺構等が発見された

発見届の提出

遺跡に影響のない工事

※基礎の深さが浅い住宅など

遺跡に影響のある工事

※建築物・道路・表層改良などの地盤改良・切土・盛土など

工事開始

試掘調査

※大規模な開発を除き、原則八王子市が試掘調査を行います。

市の職員による立会い

※基礎工事などの際に市の職員による確認をします

遺構等が発見された

遺構等が発見されなかった

工事開始

本調査

遺跡に影響のない工事への計画変更

報告書の刊行などによる記録保存

重要遺構等が発掘された

工事開始

工事開始

工事中止・遺跡等の保存

あくまで一例です。状況により対応はかわりますのでご了承ください。

八王子市教育委員会生涯学習スポーツ部文化財課　℡:042-620-7265　FAX:042-626-8554

令和３年４月１日現在